

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年4月8日

収支等命令者
佐賀県産業政策課長 横町 敬司

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度「佐賀県の経済動向調査」業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としします。

なお資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課：佐賀県産業労働部産業政策課企画担当（佐賀県庁新館9階）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7357

ファックス番号 0952-25-7290

電子メールアドレス sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

公告の日から令和7年4月22日（火）まで佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 仕様等に関する質問の受付

本業務の内容や入札手続等に関して質問がある場合は、質問書【様式1】に記入の上、上記（1）の電子メールアドレス宛送付してください。

ア 質問書受付期限

令和7年4月11日（金）午後5時 必着

イ 質問に対する回答

令和7年4月14日（月）まで（予定）に質問者に対し電子メールにより回答するとともに、佐賀県ホームページに質問内容と共に掲載します。

(4) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、アに掲げる書類をイの期限までに、ウの方法により上記（1）の担当課まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出書類

①入札参加資格確認申請書【様式2】

②営業概要書【様式3】

③同種業務の履行実績調書【様式4】

提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期限

令和7年4月15日（火）午後5時 必着

ウ 提出方法

（1）の担当課まで、持参又は郵送又は電子メール送付により提出

※郵送による場合は書留郵便とし、期限までに必着とします。

また、“令和7年度「佐賀県の経済動向調査」業務委託入札参加資格確認申請書類在中”と封筒に朱書きしてください。

提出された書類を審査のうえ入札参加資格の適否を決定し、結果を令和7年4月17日（木）までに通知します。

(5) 入札及び開札の日時及び場所・方法等

ア 日時 令和7年4月22日（火）午前10時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階 産業労働部 部内会議室

ウ 入札方法 入札者又は代理人による入札書【様式5】の直接持参もしくは郵送による入札

入札書を郵送する場合は書留郵便とし、令和7年4月21日（月）午後5時までに（1）の担当課に必着とします。期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に“令和7年度「佐賀県の経済動向調査」業務委託入札書在中”と朱書きしてください。）

エ 代理人による入札

直接持参の場合で代理人が入札する場合は、入札前に委任状【様式6】を提出してください。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(7) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記してください。

(8) 入札の辞退

入札参加資格確認結果通知後に入札を辞退する場合、速やかに入札辞退届【様式7】を提出してください。なお入札を辞退したことによって、以後不利益な扱いを受けることはありません。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は入札を延期することもあります。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札とされた者は再度の入札に加わることはできません。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(7)の要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ アからコまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事

務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は後日、日を改めて行います。

エ 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

- ① 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)
- ② 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
- ③ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
- ④ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
- ⑤ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- ⑥ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、国・地方公共団体等との間において、当契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

【ウ②の定義について】

- 「国・地方公共団体等」…国・地方自治体の他、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方土地開発公社も含みます。
- 「同種」の契約…アンケート調査の実施・集計・分析業務とします（調査分野は問いません）。
- 「同規模」の契約…1回の調査につき概ね400程度以上のサンプルを対象とした調査を実施し、集計・分析したものとします。
- 「過去2年間」…入札参加資格申請の提出期限日を基準として、
令和5年4月15日から令和7年4月15日の間に、履行期限を迎えたものとします。

※過去実績により入札保証金の免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請時に、契約書、仕様書、完了認定通知の写し等、上記のことが確認できる書類を同種業務の履行実績調書【様式4】に添えて提出してください。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができます。具体的には(1)入札保証金のイと同様です。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除します。

① 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

② 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、国・地方公共団体等との間において、当契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

※「国・地方公共団体等」「同種」「同規模」「過去2年間」の定義は、(1)入札保証金のウ②と同様です。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約を締結するにあたり、契約書の作成を要します。

(3) 委託料については業務完了後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払います。